

令和5年第9回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年9月29日(金) 午後 2時00分 開会 午後 2時40分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (21名)	委員	遠山 英俊	水野 安喜
		渡邊 美孝	大山 理晴
		勝股 増夫	鈴木 録郎
		奥村 正子	足立 正之
		土屋 敏子	加納 富雄
		安藤 良一	成瀬 良美
	農地利用最適化推進委員	岩嶋 貞夫	伊藤 道子
		勝股 重雄	小倉 清弘
		三輪 徳夫	板橋 仁晃
		有我 俊春	渡邊 俊美
	小川 伸二		
欠席委員 (2名)	小栗 智幸	安田 清和	
事務局	局長補佐 森本 英樹 主査 日比野 有真 農林課 青柳 慧一郎		
付議事項			
議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について			
議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について			
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について			
議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について			
議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について			
議第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について			
議第7号 地籍調査における地目の変更について			
付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和5年第9回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。  
瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員9名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、渡邊 俊美委員と遠山 英俊委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

勝股 増夫委員、説明をお願いします。

勝股委員

去る9月21日に、加納 富雄委員、有我 俊春委員、森本事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては1件であります。

内容といたしましては、畑が1筆で、面積301㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから3ページになります。

3条-18

(議案書の内容を説明)

譲受人の自宅に隣接する農地を譲り受け、農業経営に励むものです。

以上、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議 長                    ありがとうございます。  
                          では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見は  
                          ありませんか。
- 委 員                    (質問・意見無し)
- 議 長                    別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします  
                          議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のと  
                          おり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員                    (全員挙手)
- 議 長                    全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定い  
                          たします。  
                          次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題  
                          といたします。  
                          勝股 増夫委員、議第2号の説明をお願いします。
- 勝股委員                農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。  
                          内容といたしましては、田が1筆、畑が1筆で、面積24.42㎡で  
                          あります。  
                          詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査             それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
                          ご説明申し上げます。  
                          議案集の4ページから6ページをお願いします。  
                          4条ー7  
                          (議案書の内容を説明)  
                          申請地周辺の状況は、道路、宅地、農地に囲まれている第2種農地  
                          で、隣地への影響はないように対策が講じられますので、転用に対し問  
                          題ないものと考えます。  
                          以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。  
                          ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議 長                    ありがとうございます。  
                          では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見は  
                          ありませんか。
- 委 員                    (質問・意見無し)
- 議 長                    別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします  
                          議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のと  
                          おり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり承認が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

勝股 増夫委員、説明をお願いします。

勝股委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては4件であります。内容といたしましては、田が2筆、畑が1筆、その他1筆で、合計面積2,792㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の7ページから14ページをご覧ください。

まずは、8ページ、9ページをご覧ください。

5条—46

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている、第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれています。周辺農地への影響はありませんので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

5条—47

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれた第2種農地で、過去に住宅用地として転用がされており、始末書の提出を受けております。そのような状況ですので、隣地への影響がないように対策が講じられておりますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、3ページ、12ページをご覧ください。

5条—48

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、農地に囲まれた、第2種農地ですが、隣地への影響がないように対策が講じられておりますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、13ページ、14ページをご覧ください。

5条—49

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、農地、公衆用道路に囲まれた、第2種農地で、

隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長           ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員           (質問・意見なし)

議 長           別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員           (全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第4号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

農林課、説明をお願いします。

青柳主事       それでは、議第4号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。

15ページから17ページをご覧ください。

Aさんが2筆、Bが1筆、Cさんが6筆、Dさんが3筆の利用集積をそれぞれ行うもので、場所は、18ページから21ページをご参照ください。

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長           ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員           (質問・意見無し)

議 長           別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第4号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、原案のとおり決定することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員異議がないとのことですので、議第4号は、計画のとおり決定いたします。

次に、議第5号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

農林課、説明をお願いします。

青柳主事 それでは、議第5号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。

22ページをご覧ください。

日吉機械化営農組合が、農地中間管理機構を通じ、2筆の利用集積を行うもので、場所は、23ページとなります。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第五号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」、異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号は、計画に「異議はない。」と決定いたします。

次に、議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

森本  
局長補佐

それでは、議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」、ご説明申し上げます。

24ページから29ページ、別添資料をご覧ください。

別添資料の表紙裏面をご覧ください。

③農地に該当するか判断基準

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

このような場合は、農地台帳から除外しようとするものです。

今回は、日吉 No.6 で、田高戸・平岩周辺です。

それでは、順次、説明させていただきます。

日吉町-1は、田高戸地区です。写真の右下にあるのが、日吉ハイランドです。

日吉町-2は、前に同じです。

日吉町-3は、前に同じです。地図の右下が、御嵩町です。

日吉町-4は、田高戸・平岩地区で、ベルフラワーゴルフ倶楽部です。

日吉町-5は、平岩・細久手地区です。

日吉町-6は、平岩・細久手地区です。東濃チキンファームや平成総業、ITSファームです。

日吉町-7は、平岩地区で、花の木ゴルフ倶楽部です。

以上、議第6号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第5号は、非農地と判断する旨、土地所有者、法務局、岐阜県及び市税務課に対して通知することに決定いたします。

次に、議第7号「地籍調査における地目の変更について」を議題いたします。

事務局、説明をお願いします。

森本  
局長補佐

それでは、議第7号「地籍調査における地目の変更について」、ご説明申し上げます。

30ページから33ページをご覧ください。戸狩地区になります。

これは令和5年8月15日付け瑞地籍第26号において、瑞浪市長から地籍調査地区の農用地における調査後の土地表示について、「農地」か「農地以外の土地」かの照会に対し、回答するものです。

登記地目が農地で、現況が農地以外の場合の地目変更は、農業委員会の承認が必要なため、照会がきております。

現況につきましては、航空写真での確認等で現況確認調査を行いました。

農業委員会の意見については、次の考え方に基づいて原案を作成しております。

①瑞浪市や国土交通省が希望する農地から公衆用道路、農地から用悪水路への変更は、そのまま認めることとします。

②個人が希望する変更のうち、農地から原野、また農地から山林への変更は、所有者が意図して転用したものではないため、そのまま認めることとします。

③農地から宅地、農地から雑種地への変更については、所有者が意思を持って転用したものであるため、「農地法に沿って、手続きをしてください。」とします。これは、「始末書を付けて農地転用の申請をしてください。」ということになります。

それぞれの筆に、必要な場合は、コメントを入れておりますので、ご確認ください。

例えば、図面1の1番、宅地なので、「農地法に沿って、手続きをしてください。」となります。

以上、議第7号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第7号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第7号「地籍調査における地目の変更について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第7号は、原案のとおり承認し、瑞浪市長に回答することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員